

令和元年第5回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和元年5月20日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 見立屋 雅子
教育総務課主事 小林 成伍
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(元号を改める政令の
報告第12号 施行に伴う関係規則の整理に関する規則につい
て)
議案第9号 多賀城市社会教育委員の人事について
議案第10号 多賀城市スポーツ推進審議会の人事について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成31年第4回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。平成31年第4回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、5月14日、「令和元年度宮城県市町村教育委員会協議会定期総会及び研修会」が石巻市で開催され、浅野委員、根来委員が出席しました。

次に、学校教育課関係ですが、5月1日現在の児童・生徒数並びに学級数は、小学校が男子1,690名、女子1,577名の計3,267名で、125学級、中学校は、男子878名、女子800名の計1,678名で、60学級となっています。

小中学校の合計では、男子2,568名、女子2,377名の計4,945名で185学級となり、昨年と比較しますと、小学校で73名の減、中学校で42名の増となっております。学級数では、小学校が3学級の減、中学校が3学級の増となっています。

小学校の運動会及び中学校の体育祭の開催状況ですが、4月28日に多賀城中学校と高崎中学校、5月18日に多賀城東小学校と天真小学校が終了しております。なお、今月は5月25日に山王小学校、城南小学校及び多賀城八幡小学校で開催される予定です。

中学校の修学旅行につきましては、5月8日から高崎中学校、5月9日から第二中学校と東豊中学校、5月13日から多賀城中学校で、それぞれ2泊3日の行程により関東方面へ出発し、無事終了しております。

次に、生涯学習課関係ですが、4月25日、「学校支援地域本部地域教育協議会」を東豊中学校区で開催し、これまでの活動報告と今後の運営について、地域連携担当教員と地域住民の皆さんと話し合いを行いました。

4月26日、「多賀城市体育協会定期総会」が総合体育館で開催されました。

5月9日、「多賀城市スポーツ少年団総会」が総合体育館で開催されました。

5月10日、「放課後子ども教室推進事業」を多賀城八幡小学校で開始しました。また、市内全ての小学校において、順次、事業を開始しました。

5月14日、「平成31年度第1回社会教育振興員会議」を開催し、各行政区から36名の出席がありました。

5月15日、東北学院大学との連携事業「春期地域市民のための大学公開講座」が開講しました。「心を豊かにする知識と知恵」をテーマに全8回の講座を予定しており、申込者は44名となっております。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。以下別表といたしまして、2ページ及び3ページ、4ページと記載されてございますので御参照いただきまして、朗読は省略をいたします。

なお、文化財課関係につきまして報告事項はございません。

4ページの中段でございますが、令和元年5月20日提出、教育長名、以上で

朗読を終了いたします。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

**臨時代理事務
報告第12号** **臨時代理の報告について（元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について）」を議題といたします。

内容については、副教育長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは、議案資料の5ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第12号「元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」について御説明を申し上げます。

本市におきます改元に伴う条例・規則等の改正等に係る取扱いが、平成31年4月22日開催の平成31年度第1回行政経営会議において決定をされました。

内容といたしましては、国においては、改元のみを理由とする法律等の改正を行わない方針とされましたことから、本市においても同様に、改元のみを理由とする改正は行わないことといたしました。

ただし、国においては、「改元日以降に国民からの申請等又は通知等に用いられる様式を定めるものについては、必要に応じて順次又は一括して、「平成」の「令和」への変更、「令和」の選択肢への追加等の措置を採るものとする」という方針が示されました。

本市におきましても同様に、市民生活に直結する規則、要綱等に規定してお

ります様式等のうち、改元に伴い改正が必要となるものについて、整理規則等により改正することとなりましたことから、7ページにございますように、様式において改正が必要となります、第1条の「多賀城市立図書館条例施行規則」及び第2条の「多賀城市立学校施設の開放に関する規則」について、整理に関する規則を制定し、改正するものでございます。

附則にございますが、規則施行日が、附則の1にございますように、元号を改める政令の施行の日であります本年5月1日でありますことから、本件規則の制定は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、6ページの別紙臨時代理書のとおり、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により臨時代理事務として処理したものでございます。

該当いたします2本の規則のそれぞれの改正箇所でございますが、8ページを御覧いただきたいと思っております。8ページ以降となりますが、新旧対照表を資料として掲載しております。資料を横にして御覧いただきまして、8・9ページの申込書中生年月日の欄から元号表示の削除を行います。下の方には、「明・大・昭・平」とございますが、新の方では削除してございます。なお、実際の申込書には運用上これまでの表示に令和の「令」を加えて印刷を行い使用していただきますが、規則上は表示を削除するものでございます。以下10ページ、11ページを御覧いただきたいと思っております。10ページから19ページまでは同じようにございますが、それぞれ旧の様式中申請日等を記載する箇所に「平成」と表示があるものを削除するものでございます。これに関しましては11ページ、旧の方では右上に「平成」とアンダーラインがしてございますが、新規則ではアンダーラインの所で元号を削除してございます。

以下、12ページ・13ページ、14ページ・15ページ、16ページ・17ページ、18ページ・19ページと同様に、旧の様式中申請日等を記載する箇所に「平成」の表記があるものを削除するものでございます。それぞれ御参照いただければと思っております。

以上で附則の内容について説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

これから、令和以降の年号の記載はないということでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ただいまの御質問でございますけれども、例えば図書館を例にとりますが、図書館の利用者カードも規則上では元号の表記は削っておりまして、全くのブランクとなっております。ただ図書館の利用カードには運用で、例えば「大正・昭和・平成・令和」ということだけを書き込んでおくということになります。御承知のとおり図書館の利用カードは、図書館だけの単体のカードもありますし、Tカードと一緒にのものもございますので、そういったこととのバランスを図ることもありまして、年号の表記は、そちらに「令」を加えるという改正をするものでございます。ただ規則上は元号表記が無くなるものですから、今後元号が変わることがあったとしても、この規則を改正することは無いだろうということになるわけでございます。申請書につきましても同様でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

個人的には、これまで元号を大切にされてきて、今回も令和という新しい元号になって、外務省では公的文書から元号を削除するというニュースが流れておりましたけれども、せっかく良い今までのならわしであったと思うので、残念な気がします。

「大正・昭和・平成・令和」と全部書いて、丸を付けるというのでもいいのかなと感じます。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

もう一度確認させていただきますが、規則上は元号の表記を削るような改正をさせていただいております。しかしながら、利用者各位から申請書を出していただく際は、逐一元号を書くというのも手間でございますので、そこは運用という形で、「令和」であったり、生年月日について言えば「令和」以外もございますので、そちらを明記したもので対応させていただきたいと考えております。

教育長

他にございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号を承認します。

議案第9号 多賀城市社会教育委員の人事について

教育長

次に、議案第9号「多賀城市社会教育委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、21ページになります。「議案第9号 多賀城市社会教育委員の人事について」を御説明させていただきます。

本案は、令和元年5月31日付けをもって任期満了となります多賀城市社会教育委員について、こちらのページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものでございます。

社会教育委員につきましては、その職務を大きく3点に分けますと、①社会教育に関する諸計画を立案すること、②教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、③只今申し上げた件に必要な研究調査を行うこと、とされております。本市におきましては社会教育法第15条第1項の規定を受けて、多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の規定により設置しているところでございます。

23ページを御覧ください。

こちらのページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市における社会教育委員は、条例第1条第2項の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱すること、第2条の規定では、定数を10名以内とすること、第3条の規定では、任期を2年とすることを定めております。

同じページの上の表を御覧ください。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

条例第2条の規定に基づき10名を委嘱することとしておりますが、そのうち、項番1の吉田浩之氏、項番2の佐藤真也氏、項番6の沼倉亜紀子氏、項番10の水谷修氏が新任、項番3から5の原義夫氏、櫻井やえ子氏、佐藤智子氏、そして、項番7から9の五代儀良子氏、佐々木正範氏、山田諄氏の6名は再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなります。

説明は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第9号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第9号について原案のとおり決定します。

議案第10号 多賀城市スポーツ推進審議会の人事について

教育長

次に、議案第10号「多賀城市スポーツ推進審議会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第10号 多賀城市スポーツ推進審議会の人事について」を御説明させていただきます。

本案は、令和元年5月31日付けをもって任期満了となります多賀城市スポーツ推進審議会委員について、25ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものでございます。

スポーツ推進審議会は、教育委員会の諮問に応じて、①スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画、②同法に規定するスポーツ団体への補助金、③その他スポーツの推進に関して調査審議を行うこととされておりまして、本市においてはスポーツ基本法第31条の規定を受け、多賀城市スポーツ推進審議会条例の規定により設置しているものでございます。

27ページを御覧ください。

こちら、ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市におけるスポーツ推進審議会委員は、条例第3条第2項の規定により学識経験のある者、

関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認める者から委嘱すること、同2条第1項の規定により定数は10名以内とすること、同条第2項の規定により任期は2年とすることを定めております。

同じページの上の表を御覧いただければと思います。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

この中で、条例第3条第1項に規定する委員定数10人以内に基づき9名を委嘱することとしておりますが、そのうち、項番3から項番5のモリス眞知子氏、松尾隆治氏、横山ゆかり氏が新任、その他の天野和彦氏、永田秀隆氏、青島大輔氏、阿部福次氏、和泉匡倫氏、齋藤繁夫氏の6名は再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る9名の委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなります。

なお、本来ですと、「多賀城市民スポーツクラブ」からの推薦者を「条例第3条第2項第2号に掲げる関係行政機関の職員」として、委員に選任し、10人の方々を審議会委員として選任していたところでございます。ただし、市民スポーツクラブに委員候補者の推薦依頼を行いましたところ、同団体からは、これまでと同様に事務局長の職にあるものを推薦したいとのこと。かつ、当該局長の職にある者が、今月末で交代する予定であり、その後任者が今月末に決定するとの報告を受けております。

当該団体は、本市のスポーツ振興に必要不可欠な存在でございまして、スポーツ行政各般にわたり審議いただく多賀城市スポーツ推進審議会には、同団体からの推薦者が欠かせないものと思っております。

従いまして、当該団体からの推薦による審議会委員の選任につきましては、改めて、次回の定例会において、御審議いただきたいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

説明は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

確認なのですが、25ページの松尾先生のお名前と27ページの松尾先生のお名前の漢字が少し違うのですが、どちらが正しいのでしょうか。「隆」という字です。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

「隆」は中に横棒が入るのが正しいです。どちらも入っているように思います。

教育長

根来委員。

根来委員

「生」きるという字の上に横棒があって、その上の字が若干違います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

大変申し訳ございません。文字のフォントの違いの関係で、25ページは「又」という字に一見見えるのですが、同じでございます。字体の違いということで御了解いただければと思います。

教育長

根来委員。

根来委員

はい、分かりました。25ページが「又」と書いてあるように見えましたので。

教育長

他にございますか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第10号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第10号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等が

ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和元年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時25分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主事 小林 成伍

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年6月26日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印